

外貨定期預金 契約締結前交付書面

外貨定期預金「ホット定期」契約締結前交付書面

(この書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面です。)

この書面を十分にお読みください。

- 外貨定期預金とは、外貨預金（本邦通貨以外の外貨建の預金）のうち、あらかじめ預金の期間を定め、原則としてその期間中は払戻の要求に応じないことを条件としている預金です。
- 外貨定期預金には為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受け取りの外貨元利金を円貨換算すると、当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円貨ベースで元本割れとなる）リスクがあります。
- 原則として、中途解約はできません。
- 当行がやむを得ないものと認めて中途解約する場合、清算金をご負担いただく場合があります（ホット定期を除きます）、その結果、大きく元本割れとなる可能性があります。

- 外貨定期預金には、為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、為替相場が当初外貨預金作成時の為替相場よりも円高に推移していたときには、お受け取りの外貨元利金を円貨換算すると、当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円貨ベースで元本割れとなる）リスクがあります。
- 円貨を外貨にする際（預入時）および外貨を円貨にする際（引出時）は手数料（例えば、円預金からのお振り替え・円預金へのお振り替えの場合、1米ドルあたり最大1円、1ユーロあたり最大1円50銭、1英ポンドあたり最大4円、1スイスフランあたり最大90銭、1オーストラリアドルあたり最大2円、1ニュージーランドドルあたり最大2円、その他通貨を含め1通貨あたり最大8円）がかかります（お預け入れおよびお引き出しの際は、手数料分を含んだ為替相場である当行所定の TTS レート（円貨から外貨に交換するときの適用レート）、TTB レート（外貨から円貨に交換するときの適用レート）をそれぞれ適用します）。したがって、為替相場の変動がない場合でも、往復の為替手数料（例えば、1米ドルあたり最大2円、1ユーロあたり最大3円、1英ポンドあたり最大8円、1スイスフランあたり最大1円80銭、1オーストラリアドルあたり最大4円、1ニュージーランドドルあたり最大4円、その他通貨を含め1通貨あたり最大16円）がかかるため、お受け取りの外貨の円貨換算額が当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円貨ベースで元本割れとなる）リスクがあります。

〔商号・住所〕 株式会社三菱東京UFJ銀行 東京都千代田区丸の内2-7-1

〔商品の概要〕

商品名	外貨定期預金	外貨定期預金「ホット定期」
商品概要	外国通貨建ての、期間の定めのある預金です。	
預金保険	外貨定期預金は預金保険の対象外です。	
販売対象	個人（原則として20歳以上の方）および法人のお客さま	個人のお客さま（原則として20歳以上の方）
期間 (1)お預け入れ	・1ヵ月・3ヵ月・6ヵ月・1年、および1年以内のお客さまのご指定の期間 ・満期日のお取り扱いは、以下の①～④からご選択ください。ただし、自動継続の	・1ヵ月・3ヵ月・6ヵ月・1年 ・満期日のお取り扱いは、以下の②～④からご選択ください。

商品名	外貨定期預金	外貨定期預金「ホット定期」
	お取り扱い、法人のお客さまのみとなります。	
(2) 満期日のお取り扱い	①一般	満期日以後、お客さまの指定する方法で税引後元利金をお支払いいたします。
	②自動継続 (元金成長型)	税引後利息を元金に加えて前回と同一の期間の外貨定期預金を自動的に継続作成します。
	③自動継続 (利息受取型)	前回と同一の元金・期間の外貨定期預金を自動的に継続作成します。また、税引後利息はあらかじめ指定された同一名義、同一店舗、同一通貨の外貨普通預金・外貨当座預金口座または円貨の普通預金・当座預金口座に入金します。
	④自動解約	満期日に税引後元利金をあらかじめ指定された同一名義、同一店舗、同一通貨の外貨普通預金・外貨当座預金口座に入金します。
	・金額、通貨種類、預入期間等により、自動継続、自動解約が選択できない場合があります。	
満期日	預入期間をご選択された場合、満期日は原則としてお預入日の応当日となりますが、当該応当日が本邦銀行休業日の場合は、その翌営業日が満期日となり、当該応当日の翌営業日が月越えとなる場合には、当該応当日の前営業日が満期日となります。 お預入日（継続日）が月末営業日の場合、常に月末営業日が満期日となります。	
預入 (1) 預入方法	一括預入です。	一括預入です。
(2) 最低預入額	1 通貨単位以上。	10 万円相当額以上。
(3) 預入単位	1 補助通貨単位まで預入可能（ただし一部異なる通貨があります）。	1 補助通貨単位まで預入可能。
(4) 預入通貨	米ドル、ユーロ、オーストラリアドル、ニュージーランドドル、英ポンド、スイスフラン、カナダドル、スウェーデンクローネ、デンマーククローネ、ノルウェークローネ、カタールリヤル、アラブ首長国連邦ディルハム、香港ドル、サウジアラビアリヤル、クウェートディナール、シンガポールドル、南アフリカランド、メキシコペソ、チェココルナ、ハンガリーフォリント、ポーランドズロチ	米ドル、ユーロ、オーストラリアドル、ニュージーランドドル、英ポンド、スイスフラン
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。	
利息 (1) 適用利率	<ul style="list-style-type: none"> ・お預け入れ時の利率を満期日まで適用いたします。 ・明細ごとのお預入金額に応じた3段階の適用利率となります。 <金額階層> ①3 万米ドル（相当額）未満 ②3 万米ドル（相当額）以上 10 万米ドル（相当額）未満 ③10 万米ドル（相当額）以上 ※金融情勢等の都合により金額段階ごとの利率に差がつかない場合があります。 ・満期日のお取り扱いが一般の場合、満期日以後の利率は解約日における当該通貨の普通預金利率を適用いたします。 ・満期日のお取り扱いが自動継続の場合、自動継続後の利率は継続日におけるお預入金額・期間に応じた当行所定の利率を適用いたします。また、事前に自動継続を停止する場合、満期日以降の利率は解約日における当該通貨の普通預金利率を適用いたします。 ・満期日のお取り扱いが自動解約の場合、満期日以降の利率は自動解約後にお受け取りになるご指定の預金口座の利率を適用いたします。 ・利率については窓口にお問い合わせください（ホット定期の利率は当行ホームページ（http://www.bk.mufg.jp/ippan/kinri/index.html）でもご確認いただけます）。 	
(2) 利払方法	・満期日に一括してお支払いいたします。	
(3) 計算方法	・付利単位を1 通貨単位とし、1 年を360 日（ただし、英ポンド等一部通貨は365 日）とする日割計算。	
税金	(個人のお客さま) ・お受取利息には、源泉分離課税 20%（国税 15%、地方税 5%）の税金が適用されます。外貨預金のお利息はマル優の対象外です。 ※復興特別所得税が付加されることにより、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの 25 年間、20.315%の源泉分離課税（国税 15.315%、地方税 5%）となります。	

商品名	外貨定期預金	外貨定期預金「ホット定期」
	<ul style="list-style-type: none"> 為替差益等への課税は次の通りとなります。 為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得および退職所得以外の所得が年間20万円以下の場合は申告不要です（なお、給与を複数の会社から得ていないことが条件となります）。為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分との損益通算はできません。 (法人のお客さま) 総合課税。 <p>※くわしくはお客さまご自身で公認会計士・税理士にご相談くださいますようお願い申し上げます。</p>	
手数料および適用相場	<ul style="list-style-type: none"> お預け入れ・お引き出し方法や通貨により手数料等が異なるため、手数料等の合計額や計算方法をあらかじめお示しすることはできません。 実際に適用される手数料や適用相場については窓口またはコールセンターにお問い合わせください。 くわしくは後記「外貨定期預金のお預け入れとお引き出しに関わる手数料および適用相場」をご覧ください。 	
付加できる特約事項	特にございませぬ。	
中途解約時のお取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> 原則としてお取り扱いいたしません。 当行がやむを得ないものと認めて中途解約する場合、お預入日または前回継続日以降、解約日までの利率は、解約日における当該通貨の普通預金利率となります。また、ホット定期を除き、金融情勢によっては清算金を円貨にてお支払いいただく場合があります。 清算金は、この預金の中途解約がなかったならば存続したであろう残存期間について、当行が代替の取引を締結するか、または締結したと仮定した場合に必要な一切の費用および損害（当行がこの預金に関してインターバンク市場等で行ったヘッジ取引等にかかるものを含みます）となり、以下の計算式によって求められます。 清算金＝元金金額×再構築に伴うコスト（率）^{*1}×残存期間の日数/ベース日数^{*2}×中途解約時点の為替相場（TTS レート：円貨から外貨に交換するときの適用レート） *1 再構築に伴うコスト：この預金の外貨建ての適用利率と中途解約時点の残存期間に対応する市場金利との差 *2 ベース日数：360日（ただし、英ポンド等通貨によって異なる場合があります。） 	
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 預入後、為替予約を締結することにより、満期日の受取円貨額を、事前に確定することができます（この場合、締結した為替予約を使用し満期日に解約することが条件となります）。 為替予約をされた場合、円預金へのご入金は、当行所定の時刻以降に行います。 ホット定期は三菱東京UFJダイレクトによる預入・引出取引が可能です。窓口営業時間外の三菱東京UFJダイレクトでのお取引の場合、同日であっても換算相場・利率が営業時間内の換算相場・利率と異なる場合がございます。 この口座と同一の通貨にて払戻請求があった場合でも、当行の都合により、当行のTTBレート（外貨から円貨に交換するときの適用レート）により換算した当該通貨相当を円貨額でお支払いすることがあります。 一部店舗ではお取り扱いできないケースがございますので、事前にご相談ください。 為替相場の急激な変動によりお取り扱いを中断する場合があります。 本取引のお申し込みの際には、お取引の内容を十分にご検討のうえ、お客さまご自身の責任と判断に基づいて当行あてお申し込みください。 外貨預金申し込みの有無が、現在または将来の融資その他の取引に不利な影響を与えることはございません。 本書面の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更する場合があります。 	
当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>	
当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体	なし	
【お問い合わせ先】	<ul style="list-style-type: none"> 記載内容をご確認のうえ、ご不明な点がございましたら、誠に恐れ入りますが、直ちにお取引店（窓口または通帳等記載の電話番号）までお問い合わせください。お取引店の連絡先がご不明の場合は下記までお問い合わせください。 三菱東京UFJ銀行コールセンター 0120-860-777 	

[外貨定期預金のお預け入れとお引き出しに関わる手数料および適用相場]

	お預け入れ・お引き出し方法	手数料・金利等
お預け入れ	円の現金でのお預け入れ 円預金からのお振り替え	為替手数料(例えば1米ドルあたり最大1円、1ユーロあたり最大1円50銭、1英ポンドあたり最大4円、1スイスフランあたり最大90銭、1オーストラリアドルあたり最大2円、1ニュージーランドドルあたり最大2円、その他通貨を含め1通貨あたり最大8円)を含んだ為替相場である当行所定のTTSレート(円貨から外貨に交換するときの適用レート)を適用
	外貨現金でのお預け入れ	例えば1米ドルあたり1円、1ユーロあたり2円50銭、1英ポンドあたり8円、1スイスフランあたり4円、1オーストラリアドルあたり7円70銭、1ニュージーランドドルあたり6円70銭、その他通貨を含め1通貨あたり最大8円
	外貨T/Cでのお預け入れ	T/Cでのお預け入れには立替金利がかかります。(当行発行のT/C(三菱東京UFJマスターカード、東京三菱マスターカード、三菱マスターカード、東銀吉祥天、東銀VISA)は無料です。) ※通貨によって異なりますので、窓口までお問い合わせください。
	ご本人の外貨預金からのお振り替え	同一通貨建のご本人名義口座間のお振り替えは、手数料がかかりません。 ※異なる通貨間のお振り替えの場合は、手数料がかかります。くわしくは窓口までお問い合わせください。
	到着した外貨送金でのお預け入れ	個人のお客さま(個人事業者を除く)は無料です。法人のお客さまの場合は最大1,500円と外貨取扱手数料(送金金額の1/20%、最低2,500円)がかかります。 ただし、在日他行を経由した送金について、その銀行の手数を別途お支払いいただく場合があります、手数料をあらかじめお示しすることはできません。
お引き出し	円の現金でのお引き出し 円預金へのお振り替え	為替手数料(例えば1米ドルあたり最大1円、1ユーロあたり最大1円50銭、1英ポンドあたり最大4円、1スイスフランあたり最大90銭、1オーストラリアドルあたり最大2円、1ニュージーランドドルあたり最大2円、その他通貨を含め1通貨あたり最大8円)を含んだ為替相場である当行所定のTTBレート(外貨から円貨に交換するときの適用レート)を適用
	外貨現金でのお引き出し	例えば1米ドルあたり1円80銭、1ユーロあたり2円50銭、1英ポンドあたり8円、1スイスフランあたり4円、1オーストラリアドルあたり7円70銭、1ニュージーランドドルあたり6円70銭、その他通貨を含め1通貨あたり最大8円
	ご本人の外貨預金へのお振り替え	同一通貨建のご本人名義口座間のお振り替えは、手数料がかかりません。 ※異なる通貨間のお振り替えの場合は、手数料がかかります。くわしくは窓口までお問い合わせください。
	外貨でのご送金にご使用	最大5,000円と外貨取扱手数料(送金金額の1/20%、最低2,500円)がかかります。 ※お取扱内容によって異なりますので、窓口までお問い合わせください。

- 上記手数料には消費税等はかかりません。
- T/Cとは、トラベラーズチェックのことをさします。
- T/Cでのお引き出しはできません。
- 米ドルの被仕向送金を英ポンドの外貨預金に入金する場合などのように、ご預金の通貨と異なる外貨との取引にかかる手数料は、上記のものとは異なります。
- 一部店舗ではお取扱できない場合があります。

(2013年2月12日現在)

《外貨定期預金規定》

< I. 自動継続扱いの場合 >

1.自動継続

- (1) この預金は、通帳記載の満期日に、あらかじめ指定された期間（以下「預入期間」といいます。）の外貨定期預金に自動的に継続します。この場合、継続後の満期日は、通帳記載の継続前の満期日の「預入期間」後の応当日（以下「この応当日」といいます。）とします。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）の前営業日までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2.満期日

- (1) 前日（1）の場合で、この応当日が銀行休業日となるときは、この応当日の翌営業日を満期日とします。ただし、この応当日の翌営業日がこの応当日の翌月となる場合は、この応当日の前営業日を満期日とします。
- (2) 継続前の満期日がその満期日の属する月の最終営業日である場合は、前（1）にかかわらず、この応当日の属する月の最終営業日を満期日とします。

3.預入の最低金額

この預金の預入額は、通帳表面記載の当該外貨ごとに定める当行所定の最低金額以上とします。

4.利息

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（継続後の預金については上記 1.（2）の利率）によって計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
指定口座は本店におけるこの預金と同一の外貨または円貨の普通預金口座または当座勘定口座としてください。指定口座の通貨種類が円貨の場合には、支払利息を当行所定の外国為替相場により換算し入金します。
- (2) 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）してこの通帳とともに提出してください。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日におけるこの預金と同一通貨の外貨普通預金の利率により計算します。
- (4) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について解約日における預金と同一通貨の外貨普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
この預金を満期日前に解約する場合には別途清算金を申し受けることがあります。
- (5) この預金の付利単位は当該外貨 1 通貨単位とし、1 年を 360 日（ただしイギリスポンド等当行所定の一定の通貨は 365 日）として日割で計算します。

5.為替予約

為替相場を確定するための為替予約は、この預金の継続を停止する場合およびこの預金を満期日前に解約する場合に限り締結することができます。為替予約の取扱いについては、< III. I・II 共通の規定 > 6.（6）に該当する場合を除き、別に定める当行所定の先物外国為替に係る取引規定によります。

< II. 自動継続扱い以外の場合 >

1.預金の支払時期

この預金は、通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この預金は通帳等に記載の満期日に自動的に解約し利息とともにあらかじめ指定された預金口座へ入金する取扱（以下「自動解約扱い」といいます。）もできます。

2.預入の最低金額

この預金の預入額は、通帳表面記載の当該外貨 1 通貨単位以上の金額とします。

3.利息

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率によって計算します。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日におけるこの預金と同一通貨の外貨普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について当行所定の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
この預金を満期日前に解約する場合には別途清算金を申し受けることがあります。
- (4) この預金の付利単位は当該外貨 1 通貨単位とし、1 年を 360 日（ただしイギリスポンド等当行所定の一定の通貨は 365 日）として日割で計算します。

4.為替予約

この預金を満期日解約する場合に適用する為替相場を確定するため為替予約を締結するときは、< III. I・II 共通の規定 > 6.（6）に該当する場合を除き、別に定める当行所定の先物外国為替に係る取引規定によります。

< III. I・II 共通の規定 >

1.反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、後記 6.（4）[1] A から F および [2] A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記 6.（4）[1] A から F および [2] A から E の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

2.取扱店の範囲

この預金は、この預金口座の開設店（以下「本店」といいます。）のほか当行が定める国内本店で預入れまたは払戻しができます。ただし、本店以外での払戻しにつきましては、当行の定める限度額までとします。

3.取扱日

この預金は、当行の営業日であっても外国為替市場が閉鎖しているときには、この預金の預入れ、解約または書替継続ができないことがあります。

4.預金口座への受入れ

小切手その他の証券類は、代金取立として取扱ひ、決済を確認した後にこの預金口座に受入れます。代金取立については、別に定める当行所定の取立規定により取扱ひます。

5.預入の確約

預入れの前にあらかじめこの預金口座に預入れの旨の意思表示を行い確約した場合には、預入日に当行所定の方法により預入れをしてください。万一、これに違背した場合は、それにより生じた損害金をお支払いください。

6.預金の書替継続・解約等

- (1) この預金を自動解約扱い以外の方法で書替継続または解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）してこの通帳とともに本店に提出してください。ただし、書替継続（減額して書替継続する場合を除きます。）については、本店以外の当行が定める国内本店でも同様に取扱ひます。
この場合、書替継続後の預金の印鑑（または署名鑑）はこの預金の届出印鑑（または署名鑑）を使用します。
- (2) この預金の通貨種類と異なる通貨（以下「異種通貨」といいます。）で払戻すときは、当行計算実行時の外国為替相場により換算した当該外貨金額相当の異種通貨が 1 通貨単位以上となるように払戻請求してください。
- (3) この預金口座から外貨現金による払戻請求があった場合に、外貨現金または当行計算実行時の外国為替相場により換算した当該外貨金額相当の日本の通貨のいずれをもって支払うかは、当行の任意とします。
- (4) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができますものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかににかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
[1] 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
A. 暴力団
B. 暴力団員
C. 暴力団準構成員
D. 暴力団関係企業
E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
F. その他各号に準ずる者
[2] 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
A. 暴力的な要求行為
B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
E. その他各号に準ずる行為
- (5) (4) によりこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約する場合のこの預金のお利息の計算方法は、前記< I.自動継続扱いの場合 >の 4、または< II.自動継続扱い以外の場合 >の 3 が適用されるものとします。
- (6) (4) によりこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約するにあたり、この預金取引に付随して為替予約を締結している場合、別に定める当行所定の先物外国為替に係る取引規定によらず先物外国為替取引契約は当然に解除されるものとします。
- (7) (4) によりこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (8) (4) によりこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約する場合、解約により生じた損害については、当行は責任を負いません。

7.外国為替相場

この預金口座への預入れ、またはこの預金口座からの払戻しの際に適用される外国為替相場は、当行計算実行時の相場とします。

8.手数料

預金に関して行う取引の諸手数料および諸費用については、取引の都度または当行所定の時期に請求のうえ、当行所定の料率により、申し受けます。この場合、当行の都合により、これらの手数料および費用を当行所定の為替相場により計算した当該外貨相当額を預金残高から当行において差引くことができるものとします。

9.差引計算等

- (1) 当行に対し弁済期の到来した債務を負担しているときは、この預金の通貨種類、期日等のいかににかかわらず、当行はこの預金をいつでも当行所定の方法により相殺または弁済に充当することができるものとします。
 - (2) 前（1）の場合で、この預金と債務の通貨種類が異なるときには、この預金は、相殺または弁済充当時における当行所定の外国為替相場により、円貨または当行に対する債務と同一種類の通貨に換算できるものとします。
- #### 10.届出事項の変更、通帳の再発行等
- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - (2) この通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
 - (3) 預金口座の開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出てください。

11.成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。
 - (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。
 - (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、(1) および (2) と同様届出てください。
 - (4) (1) から (3) の届出事項に取消または変更が生じた場合にも同様に届出てください。
 - (5) (1) から (4) の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 12.印鑑照合
 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたら、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 13.譲渡、質入れの禁止
 (1) この預金および通帳は、譲渡または質入れをすることはできません。
 (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。
- 14.保険事故発生時における預金者からの相殺
 (1) 当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、この預金は、その満期日が未到来であっても、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものとして相殺することができるものとします。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
 (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 [1] 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は適宜の場所に届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 [2] 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 [3] [1] による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
 (3) (1) により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 [1] この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、満期日前までの期間は通帳記載の利率を適用するものとします。なお、満期日以後の期間は当行の計算実行時のこの預金と同一通貨の外貨普通預金の利率を適用します。
 [2] 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することによる損害金等は支払を要しないものとします。
 (4) (1) により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
 (5) (1) により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。
- 15.適用法令等
 (1) この預金には、日本における外国為替等に関する法令が適用されます。
 (2) この預金に関して訴訟の必要を生じた場合には、当行本店または当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。
- 16.規定の変更
 (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
 (2) 前記 (1) の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上
 (2013年4月1日現在)

《外貨定期預金（証書式）規定》

- 1.反社会的勢力との取引拒絶
 この預金口座は、後記 7. (4) [1] A から F および [2] A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記 7. (4) [1] A から F および [2] A から E の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。
- 2.取扱店の範囲
 この預金は、本店に限り払戻しができます。
- 3.取扱日
 この預金は、当行の営業日であっても外国為替市場が閉鎖しているときには、解約または書替継続ができないことがあります。
- 4.預金の支払時期
 この預金は、証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この預金は証書記載の満期日に自動的に解約し利息とともにあらかじめ指定された預金口座へ入金する取扱（以下「自動解約扱い」といいます。）もできます。
- 5.預金口座への受入れ
 (1) この預金の預入額は、証書記載の当該外貨 1 通貨単位以上の金額とします。
 (2) 小切手その他の証券類は、代金取立として取扱ひ、決済を確認した後にこの預金口座に受入れます。代金取立については、別に定める当行所定の取立規定により取扱ひます。
- 6.利息
 (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書記載の利率によって計算します。
 (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日におけるこの預金と同一通貨の外貨普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。この預金を満期日前に解約する場合には別途清算金を申し受けることがあります。
 (3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について当行所定の利率によって計算し、この預金とともに支払います。この預金を満期日前に解約する場合には別途清算金を申し受けることがあります。
 (4) この預金の付利単位は当該外貨 1 通貨単位とし、1 年を 360 日（ただしイギリスポンド等当行所定の一定の通貨は 365 日）として日割で計算します。
- 7.預金の書替継続・解約等
 (1) この預金を自動解約扱い以外の方法で書替継続または解約するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して本店に提出してください。ただし、書替継続（減額して書替継続する場合を除きます。）については、本店以外の当行の定める国内本支店でも同様に取扱ひます。この場合、書替継続後の預金の印鑑（または署名鑑）はこの預金の届出印鑑（または署名鑑）を使用します。
 (2) この預金の通貨種類と異なる通貨（以下「異種通貨」といいます。）で払戻すときは、当行計算実行時の外国為替相場により換算した当該外貨金額相当の異種通貨が 1 通貨単位以上となるように払戻請求してください。
 (3) この預金について外貨現金による払戻請求があった場合に、外貨現金または当行計算実行時の外国為替相場により換算した当該外貨金額相当の日本の通貨のいずれをもって支払うかは、当行の任意とします。
 (4) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかににかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 [1] 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 A. 暴力団
 B. 暴力団員
 C. 暴力団準構成員
 D. 暴力団関係企業
 E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 F. その他前各号に準ずる者
 [2] 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 A. 暴力的な要求行為
 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 E. その他前各号に準ずる行為
 (5) (4) によりこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約する場合のこの預金のお利息の計算方法は、前記 6 が適用されるものとします。
 (6) (4) によりこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約するにあたり、この預金取引に付随して為替予約を締結している場合、別に定める当行所定の先物外国為替に係る取引規定によらず先物外国為替取引契約は当然に解除されるものとします。
 (7) (4) によりこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
 (8) (4) によりこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約する場合、解約により生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 8.外国為替相場
 この預金口座への預入れ、またはこの預金口座からの払戻しの際に適用される外国為替相場は、当行計算実行時の相場とします。
- 9.為替予約
 この預金を満期日解約する場合に適用する為替相場を確定するため為替予約を締結するときは、7. (6) に該当する場合を除き、別に定める当行所定の先物外国為替に係る取引規定によります。
- 10.手数料
 預金に関して行なう取引の諸手数料および諸費用については、取引の都度または当行所定の時期に請求のうえ、当行所定の料率により、申し受けます。この場合、当行の都合により、これらの手数料および費用を当行所定の為替相場により計算した当該外貨相当額を預金残高から当行において差引くことができるものとします。
- 11.差引計算等
 (1) 当行に対し弁済期の到来した債務を負担しているときは、この預金の通貨種類、期日等のいかににかかわらず、当行はこの預金をいつでも当行所定の方法により相殺または弁済に充当することができるものとします。
 (2) 前 (1) の場合で、この預金と債務の通貨種類が異なるときには、この預金は、相殺または弁済充当時における当行所定の外国為替相場により、円貨または当行に対する債務と同一種類の通貨に換算できるものとします。
- 12.届出事項の変更、証書の再発行等
 (1) この証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
 (2) この証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
 (3) 預金口座の開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出てください。
- 13.成年後見人等の届出
 (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。

- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、(1) および (2) と同様届出てください。
- (4) (1) から (3) の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様届出てください。
- (5) (1) から (4) の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

14.印鑑照合

この証書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

15.譲渡、質入れの禁止

- (1) この預金および証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

16.保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) 4.にかかわらず、当行に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、この預金は、その満期日が未到来であっても、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したもとして相殺することができるものとします。なお、この預金は、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - [1] 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、証書は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - [2] 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - [3] [1] による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) (1) により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - [1] この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - [2] 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することによる損害金等は支払を要しないものとします。
- (4) (1) により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) (1) により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

17.適用法令等

- (1) この預金には、日本における外国為替等に関する法令が適用されます。
- (2) この預金に関して訴訟の必要を生じた場合には、当行本店または当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

18.規定の変更

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記 (1) の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上
(2013年4月1日現在)

《外貨定期預金（照合表口）規定》

< I. 自動継続扱いの場合 >

1.自動継続

- (1) この預金は、満期日に、あらかじめ指定された期間（以下「預入期間」といいます。）の外貨定期預金に自動的に継続します。この場合、継続後の満期日は、継続前の満期日の「預入期間」後の応当日（以下「この応当日」といいます。）とします。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）の前営業日までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2.満期日

- (1) 前 1. (1) の場合で、この応当日が銀行休業日となるときは、この応当日の翌営業日を満期日とします。ただし、この応当日の翌営業日がこの応当日の翌月となる場合は、この応当日の前営業日を満期日とします。
- (2) 継続前の満期日がその満期日の属する月の最終営業日である場合は、前 (1) にかかわらず、この応当日の属する月の最終営業日を満期日とします。

3.預入れの最低金額

この預金の預入額は、当該外貨ごとに定める当行所定の最低金額以上とします。

4.利息

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数および預入日における当行所定の利率（継続後の預金については上記 1. (2) の利率）によって計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。指定口座は本店におけるこの預金と同一の外貨または円貨の普通預金口座としてください。指定口座の通貨種類が円貨の場合には、支払利息を当行所定の外国為替相場により換算し入金します。
- (2) 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して照合表とともに提出してください。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日におけるこの預金と同一通貨の外貨普通預金の利率により計算します。
- (4) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について解約日におけるこの預金と同一通貨の外貨普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。この預金を満期日前に解約する場合には別途清算金を申し受けることがあります。
- (5) この預金の付利単位は当該外貨 1 通貨単位とし、1 年を 360 日（ただしイギリスポンド等当行所定の一定の通貨は 365 日）として日割で計算します。

5.為替予約

為替相場を確定するための為替予約は、この預金の継続を停止する場合およびこの預金を満期日前に解約する場合に限り締結することができます。為替予約の取扱いについては、< III. I・II 共通の規定 > 7. (6) に該当する場合を除き、別に定める当行所定の取引規定によります。

< II. 自動継続扱い以外の場合 >

1.預金の支払時期

この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

2.預入れの最低金額

この預金の預入額は、当該外貨 1 通貨単位以上の金額とします。

3.利息

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および預入日における当行所定の利率によって計算します。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日におけるこの預金と同一通貨の外貨普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について当行所定の利率によって計算し、この預金とともに支払います。この預金を満期日前に解約する場合には別途清算金を申し受けることがあります。
- (4) この預金の付利単位は当該外貨 1 通貨単位とし、1 年を 360 日（ただしイギリスポンド等当行所定の一定の通貨は 365 日）として日割で計算します。

4.為替予約

この預金を満期日解約する場合に適用する為替相場を確定するため為替予約を締結するときは、< III. I・II 共通の規定 > 7. (6) に該当する場合を除き、別に定める当行所定の取引規定によります。

< III. I・II 共通の規定 >

1.反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、後記 7. (4) [1] A から F および [2] A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記 7. (4) [1] A から F および [2] A から E の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

2.取扱店の範囲

- (1) この預金は、この預金口座の開設店（以下「当店」といいます。）に限り預入れまたは払戻しができます。ただし、払戻しにつきましては、当行の定める限度額または当店以外の当行が定める国内本支店でも取扱います。
- (2) この預金口座開設は「三菱東京 UFJ ダイレクト」契約者が三菱東京 UFJ ダイレクトにて取引を利用した場合に限り開設することができるものとします。「三菱東京 UFJ ダイレクト」の利用については三菱東京 UFJ ダイレクト利用規定により取扱います。

3.取扱日

この預金は、当行の営業日であっても外国為替市場が閉鎖しているときには、この預金の預入れ、解約または書換継続ができないことがあります。

4.お取引照合表

- (1) この預金については通帳および証書は発行しません。
- (2) この預金の取引明細は、当行が作成する「外貨・非居住者円預金お取引照合表」に記載して交付しますので、別に交付した「外貨預金取引明細帳」にとじ込んで保管してください。

5.預金口座への受入れ

小切手その他の証券類は、代金取立として取扱い、決済を確認した後にこの預金口座に受入れます。代金取立については、別に定める当行所定の取立規定により取扱います。

6.預入の確約

預入れの前にかかじめこの預金口座に預入れる旨の意思表示を行い確約した場合には、預入日に当行所定の方法により預入れをしてください。万一、これに違背した場合には、それにより生じた損害金をお支払いください。

7.預金の書替継続・解約等

- (1) この預金を自動継続扱い以外の方法で書替継続または解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して当行に提出してください。ただし、書替継続（減額して書替継続する場合を除きます）については当店以外の当行が定める国内本支店でも同様に取扱います。この場合、書替継続後の預金の印鑑（または署名鑑）はこの預金の届出印鑑（または署名鑑）を使用します。
- (2) この預金の通貨種類と異なる通貨（以下「異種通貨」といいます。）で払戻すときは、当行計算実行時の外国為替相場により換算した当該外貨金額相当の異種通貨が 1 通貨単位以上となるように払戻請求してください。
- (3) この預金口座から外貨現金による払戻請求があった場合に、外貨現金または当行計算実行時の外国為替相場により換算した当該外貨金額相当の日本の通貨のいずれをもって支払うかは、当行の任意とします。
- (4) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約すること

ができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出した名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

[1] 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

[2] 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

(5) (4)によりこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約する場合のこの預金のお利息の計算方法は、前記<Ⅰ.自動継続扱いの場合>の4、または<Ⅱ.自動継続扱い以外の場合>の3が適用されるものとします。

(6) (4)によりこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約するにあたり、この預金取引に付随して為替予約を締結している場合、別に定める当行所定の先物外国為替に係る取引規定によらず先物外国為替取引契約は当然に解除されるものとします。

(7) (4)によりこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(8) (4)によりこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約する場合、解約により生じた損害については、当行は責任を負いません。

8.外国為替相場

この預金口座への預入れ、またはこの預金口座からの払戻しの際に適用される外国為替相場は、当行計算実行時の相場とします。

9.手数料

預金に関して行う取引の諸手数料および諸費用については、取引の都度または当行所定の時期に請求のうえ、当行所定の料率により、申し受けます。この場合、当行の都合により、これらの手数料および費用を当行所定の為替相場により計算した当該外貨相当額を預金残高から当行において差引くことができます。

10.差引計算等

(1) 当行に対し弁済期の到来した債務を負担しているときは、この預金の通貨種類、期日等のいかんにかかわらず、当行はこの預金をいつでも当行所定の方法により相殺または弁済に充当することができるものとします。

(2) 前(1)の場合で、この預金と債務の通貨種類が異なるときには、この預金は、相殺または弁済充当時における当行所定の外国為替相場により、円貨または当行に対する債務と同一種類通貨に換算できるものとします。

11.届出事項の変更等

(1) 印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 印章を失った場合のこの預金の元金金の支払いは、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(3) 預金口座の開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出てください。

12.成年後見人等の届出

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、(1)および(2)と同様に届出てください。

(4) (1)から(3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。

(5) (1)から(4)の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

13.印鑑照合

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたらうは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

14.譲渡、質入れの禁止

(1) この預金および「外貨・非居住者円預金お取引照合表」は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

15.保険事故発生時における預金者からの相殺

(1) 当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、この預金は、その満期日が未到来であっても、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものとして相殺することができるものとします。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

[1] 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

[2] 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

[3] [1]による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) (1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

[1] この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、満期日前までの期間は預入日における当行所定の利率を適用するものとします。なお、満期日以後の期間は当行の計算実行時のこの預金と同一通貨の外貨普通預金の利率を適用します。

[2] 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することによる損害金等は支払を要しないものとします。

(4) (1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) (1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

16.適用法令等

(1) この預金には、日本における外国為替等に関する法令が適用されます。

(2) この預金に関して訴訟の必要を生じた場合には、当行本店または当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

17.規定の変更

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上
(2013年4月1日現在)